

「せたがや子育て利用券」確認シート

●申請書・添付書類

確認欄

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ①登録申請書 |
| <input type="checkbox"/> | ②確認シート(このシート) |
| <input type="checkbox"/> | ③サービス種類及び価格一覧表 |
| <input type="checkbox"/> | ④事業者の概要がわかる書類(定款、規則(会則)、活動実績など) |
| <input type="checkbox"/> | ⑤傷害保険、賠償責任保険などの保険の加入者証の写し |
| <input type="checkbox"/> | ⑥登録申請するサービス内容や対象がわかるもの(チラシ、パンフレット、HPの写しなど) |
| <input type="checkbox"/> | ⑦確認シートの中で求められている資格の書類の写し |
| <input type="checkbox"/> | ⑧宣誓書 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨口座振替依頼書 |

以上の書類をそろえて、ご提出ください。

1 事業者名

以下は、「せたがや子育て利用券」における登録基準などをご確認いただくためのシートです。
該当する項目に「○」を記入してください。

※基本的には「該当しない項目」以外はすべて「○」である必要があります。

2 登録基準

1) 事業者に関すること

確認欄

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ①妊産婦及び子どもの最善の利益を第一に考えるような理念を持っていますか。 |
| <input type="checkbox"/> | ②妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できるという利用券の理念を理解していますか。 |
| <input type="checkbox"/> | ③妊産婦及び子どもの安全、安心に配慮した事業者ですか。 |
| <input type="checkbox"/> | ④原則、区内または隣接区市(杉並区、渋谷区、目黒区、大田区、三鷹市、調布市、狛江市、川崎市)で産前・産後サービスを提供していますか。
また、上記隣接区市の場合、サービスを提供する場所が、世田谷区と5km以内ですか。
※サービスを提供する場所(事業所の住所ではありません)と、世田谷区内のもっとも近い距離が5km以内である必要があります。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤代表者が明確であり、利用券の事業を遂行する能力がありますか。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥活動されている内容は、政治・宗教活動や公序良俗に反する内容ではありません。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦個人情報の保護について十分配慮していますか。
または、個人情報を収集せずに、事業を行われていますか。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑧その他
・破産手続き開始の決定を受けて、復権ができない状態ではありません。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者に該当しません。 |

2) サービスに関すること

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ①特定の個人や団体を対象とせず、広く誰でも参加できる企画ですか。
妊産婦や0~2歳未満の子どもを対象としたサービスですか。 |
| <input type="checkbox"/> | ②事故などに備えて、傷害保険、賠償責任保険など、必要な保険に加入していますか。 |
| <input type="checkbox"/> | ③産前・産後サービスの対価として設定されている利用料金が、1時間、1日、または1回ごとの単位ごとに設定されているなど、合理的な価格設定ですか。 |
| <input type="checkbox"/> | ④サービス料金をコース制で設定されている場合、体験料金や1回ごとの料金を設定、途中でのキャンセル時に、利用券や利用料金の返却を受けられますか。
→体験料金等が設定されていることが記入されている書類を添付してください。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤利用券の対象として、物品販売や飲食費にかかる経費(離乳食講座等での試食にかかる経費は除く)、入会金、年会費、保育園などの在園児の保育料等は含まれていませんか。
※ただし、産前・産後サービスを提供する際に必要な教材費等の物品は利用券の対象となります。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥産前・産後サービスを提供する際に、法の適用を受ける場合(一時保育、ホームヘルパー派遣など)、該当する法の規定を遵守していますか。 |

3 サービス分類

提供するサービス種類は次のいずれかに該当しますか。

- 1) 妊婦のころとからだをサポートするサービス →「○」を記入した場合、4の1)・5に進んでください。
→4の1)・5 【サービス例】
妊娠中のふれママなど、誰でも気軽に受けられるサービス
妊婦向けの体を動かすサービス(マタニティピクス、マタニティヨガ・マッサージ、妊婦向けベビーマッサージなど)
鍼灸、各種教室・相談・交流会 (マタニティ講座・子育て講座・交流会)
妊婦対象の移動支援(マタニティタクシー等)
- 2) 産前・産後の訪問支援サービス →「○」を記入した場合、4の2)・5に進んでください。
→4の2)・5 【サービス例】
利用者の自宅訪問をして出産直前の妊婦や産後直後のお母さんを支援するサービス
産前・産後ケア(ドゥーラ)・訪問によるベビーシッター・家事援助、
訪問型子育て相談、訪問型母乳・育児相談など
- 3) 産後の親子支援のサービス →「○」を記入した場合、4の3)・5に進んでください。
→4の3)・5 【サービス例】
産後のお母さんのころとからだの疲れを癒すサービス
出産直後のお母さんのケア(産後ケア施設)、母乳相談(乳房マッサージ含む)、育児相談、
鍼灸・その他ボディケアなど
産後の親子対象の移動支援(子育て支援タクシー等)
- 4) 親子の交流、仲間づくりを支援するサービス →「○」を記入した場合、4の4)・5に進んでください。
→4の4)・5 【サービス例】
親子で参加して、ママ友や支援者等との交流ができる場を提供するサービス
ヨガ・ベビーマッサージ、リトミック・各種教室・親子遊び・交流会、おでかけひろばなど
- 5) 子どもの預かりサービス →「○」を記入した場合、4の5)・5に進んでください。
→4の5)・5 【サービス例】
急な事情や赤ちゃんの病気などでお困りのとき赤ちゃんを預かるサービス
「一時預かり(ほっとステイ)」や「病児・病後保育」、通所型ベビーシッターなど
- 6) 子育て講座を行うサービス →「○」を記入した場合、4の6)・5に進んでください。
→4の6)・5 【サービス例】
育児に関する学びの場を提供するサービス
育児講座(子どもの発育・発達に関する講座、子育ての知恵、パパ講座など)、
離乳食・食育講座(食事は対象外)

※ 次ページ以降、申請する事業が該当する項目にご記入ください。

4 各サービス(申請した事業が該当する項目にご記入ください)

1) 妊婦のころとからだをサポートするサービス(※下記(1)~(3)のうち、申請した事業が該当する方にご記入ください)

(1) 妊婦向けの体を動かす講座、妊婦向けのボディケア(ヨガ、エクササイズ、ダンス、マッサージ、鍼)

- ①一般の講座に参加する場合;妊婦が体を無理なく動かすことができるプログラムですか。
- ②妊婦に特化したプログラムがありますか。
- ③サービスを提供するにあたって、事前に医師の承諾を得ていることが確認できた妊婦のみを対象としますか。
→利用券を使用してサービスを受ける妊婦については、安全性の確保のため、事前に医師の承諾を得ていることが条件になります。
- ④緊急時の体制を整えていますか。
- ⑤鍼灸の施術ですか。→該当する場合は 6)の(3)についてもご記入ください

(2) 各種教室・マタニティ講座・子育て講座・交流会

- ①一般の講座に参加する場合;妊婦が無理なく参加できるプログラム内容ですか。
- ②妊婦に特化したプログラムがありますか。

(3) 妊婦対象の移動支援(マタニティタクシー等)

- ①妊婦に特化した移動支援サービスありますか。
- ②妊婦健診、出産、入院の他、妊婦の社会参加を支援することが目的ですか。

2) 産前・産後の訪問支援サービス (※下記(1)~(4)のうち、申請した事業が該当する方にご記入ください)

(1) 産後ドゥーラ(妊婦・産婦の身体ケア、新生児ケア、家事援助)

- ①妊産婦に特化した家事の援助や育児の補助を行う内容ですか。
- ②サービスを提供する方は、有資格者(助産師、保健師、看護師、または民間団体のドゥーラ研修終了者で団体に登録しているかた)ですか。
- ③上記②を確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合、全員分)を添付していますか。

(2) ベビーシッター・家事援助

- ①保護者等の居宅等において子どもを一時的に保育する内容ですか。
- ②サービスを提供する方は、有資格者(保育士、看護師、保健師、助産師)または介護職員初任者研修課程修了者、介護員養成研修3級課程以上の修了者)または育児経験者や保育事業に従事した方ですか。
- ③上記②を確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合は、責任者のみ)を添付していますか。
- ④認可外の居宅訪問型保育事業として、都道府県知事への届出を行っていますか。
- ⑤上記③を確認できる都道府県の受理印が押された設置届を添付していますか。
- ⑥事業内容は、マッチングサービスではないですか。
→直接従業員の派遣を行う事業者でない場合は利用券の対象外です。
- ⑦日常的な家事の援助や育児の補助のみを行う内容ではないですか。
→日常の住居等の掃除、整理整頓業務のみの場合、せたがや子育て利用券の対象外です。

(3) 訪問型子育て相談

- ①子どもの発育に関する相談、育て方に関する相談など、親の子育てに関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③サービスを提供する方は、有資格者(保育士、幼稚園教諭、助産師、保健師、看護師、栄養士、精神保健福祉士)または育児経験者、保育事業に従事した経験者ですか。
- ④上記③を確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合、全員分)を添付していますか。

(4) 訪問型母乳・育児相談(乳房マッサージ含む)

- ①産後の育児、母乳等に関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③相談者は助産師ですか。
- ④上記③を確認できる資格書類の写し(複数の方が施術される場合は、全員分)を添付していますか。

3) 産後の親子支援のサービス(※下記(1)~(5)のうち、申請した事業が該当する方にご記入ください)

(1) 産後ケア;宿泊または通所

- ①出産後の母体ケアや育児の不安を解消するための医療専門職による母体・乳児ケア、育児指導、カウンセリングを行いますか。
- ②宿泊の場合は旅館業法又は医療法に基づく許可を受けた施設ですか。
- ③上記②を確認できる書類の写しを添付していますか。
- ④サービスを提供する方は、有資格者(医師、看護師、保健師、助産師)ですか。
- ⑤上記③を確認できる資格書類の写し(代表者)を添付していますか。
- ⑥サービス内容及び施設概要がわかる書類を添付していますか。
→受け入れ可能人数・スタッフ体制(職種・人数・シフトごとの対応数)・利用要領を必ず添付してください。

(2) 母乳・育児相談(乳房マッサージ含む)

- ①産後の育児、母乳等に関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③相談者は助産師ですか。
- ③´上記③を確認できる資格書類の写し(複数の方が施術される場合は、全員分)を添付していますか。
- ④所管の保健所に助産所開設届を提出していますか。
- ④´上記④を確認できる書類の写しを添付していますか。

(3) 鍼灸・整骨

- ①施術者は有資格者(はり師、きゅう師または柔道整復師の国家試験に合格した方)ですか。
- ①´上記①を確認できる書類の写し(複数の方が施術される場合、全員の書類の写し)を添付していますか。
- ②妊産婦を対象とした内容ですか。
- ②´上記②を確認できるサービス対象や施術内容がわかる書類を添付していますか。

(4) 産婦向けの体を動かす講座、ボディケア(ヨガ、エクササイズ、ダンス、マッサージ等)

- ①一般の講座に参加する場合;産婦が体を無理なく動かすことができるプログラムですか。
- ②産婦向けのリラクゼーションを目的としたボディケアのプログラムですか。
- ③産婦に特化したプログラムがありますか。

(5) 産婦対象の移動支援(マタニティータクシー等)

- ①産婦に特化した移動支援サービスありますか。
- ②乳幼児健診や予防接種の他、親子の社会参加を支援することが目的ですか。

4) 親子の交流、仲間づくりを支援するサービス(※下記(1)~(3)のうち、申請した事業が該当する方にご記入ください)

(1) 交流・仲間づくり支援のサービス

- ①妊婦同士や乳児の親子同士、妊婦と子育て中の親子の出会いをサポートし、交流を深めることにより、身近な地域で子育てを通じたつながりができるプログラムですか。
- ②親子一緒に遊んだり、体を動かすなど、親子が楽しめるプログラムですか。
子育て利用券は、妊婦から1歳6か月前後の子どもが対象となります。
- ③地域の身近なところにあり、気軽に行きやすい環境を整備していますか。

(2) おでかけひろば・交流会等

世田谷区の育児支援事業とのかかわりがありますか。

- ①交流の場には、常に、支援者または相談担当者が同席していますか。
- ②つながるプロジェクト参加団体ですか。(※この項目は×でも構いません)
- ③育児支援団体として委託・助成を受けていますか。(※この項目は×でも構いません)

(3) 親子遊び・親子交流会(リズム遊び・手遊び・わらべ歌など)

- ①親子で無理なく安全にからだを動かすことができるプログラムですか。
- ②参加者同士が交流できるような支援をプログラム内容に組み込んでいますか。
- ③乳児向けに特化したプログラムがありますか。
- ④緊急時の体制を整えていますか。

5) 子どもの預かりサービス(※下記(1)~(2)のうち、申請した事業が該当する方にご記入ください)

(1) 一時預かり

- ①保育施設、幼児施設等の特定の施設(※)又は子育てステーションで一時的に子どもを保育する内容ですか。
※特定の施設とは、以下を施設を指します。
①児童福祉法に基づく認可保育所 ②東京都や世田谷区が運営費等を助成している認証保育施設等
③東京都に認可外保育施設として届出を行っている施設 ④学校教育法に基づく幼稚園
⑤東京都が認可している幼稚園類の幼児施設
- ①´上記①を確認できる書類を添付していますか。
- ②利用券の対象は一時的な保育のみで、月ぎめの保育料を設定した保育については 対象外となっていますか。
- ③利用料金は月謝制ではなく、1回ごとの支払いに設定されていますか。
(利用実績に応じて、月末に一括して支払う場合は利用券の対象となります。)
- ④東京都に認可外保育施設として届出を行っている施設又は学校教育法に基づく幼稚園、東京都が認可している幼稚園類の 幼児施設において、一時保育の実施のための東京都認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書の交付を受けていますか。
- ④´上記④を確認できる「東京都認可外保育施設指導監督基準の証明書」の写しを添付していますか。
- ⑤世田谷区の「おでかけひろば事業」を行っていますか。(この項目は×でも構いません)

(2) 自宅での託児サービス(ベビーシッターサービス)

→該当する場合は、3)の(2)の「産前・産後の訪問支援」の項目での登録をお願いします。

6) 子育て講座(※下記(1)～(2)のうち、申請した事業が)

(1) 親子の関係性や、子どもの発育・発達など、父親・母親に向けた子育ての基礎講座

- ①親子の絆づくり・家族の関係性、親としてのあり方など、「家族になる」ための講座ですか。
- ②子育て中の、よくあるつまづきポイントを予防・回避するための講座ですか。
- ③親子で実際に作業することで、楽しい時間を過ごすための講座ですか。

(2) 親子の絆を深める講座(ベビーマッサージ、タッチケア、ベビーサイン、読み聞かせ等)

- ①父親・母親とベビーが、楽しく過ごしながら気持ちの交流ができる内容ですか。
- ②過ごしやすい環境を整えていますか。

(3) 食育セミナー

- ①乳幼児のための食育講座や食生活を通じた乳幼児の発育・発達に関する内容ですか。
- ②参加者の実習に係る食材費(一食分)はすべて参加者の自己負担ですか。
→ 試食にかかる経費は利用券の対象ですが、食事会が目的の場合は対象外です。

5 宣誓書

- ①上記の確認内容に相違ありません。宣誓書を提出いたします。